



スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シーの皆様
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の皆様
IHSマークイットジャパン合同会社の皆様

福利厚生制度のご案内

AON

目次

- 遺族補償規程（総合福祉団体定期保険）
- 業務災害安心総合保険
- 団体総合生活保険（医療保険）
- 団体長期障害所得補償保険
- 保険制度のご照会先

遺族補償規程（総合福祉団体定期保険）

- 保険会社： 第一生命保険株式会社
- 対象者（被保険者の範囲）： 各法人の従業員様
- 補償内容： **病気・ケガ**による死亡および高度後遺障害（24時間、国内・国外問わず補償）
- 保険金額：

補償内容	保険金額
死亡保険金	年収の2倍、上限1億円・下限100万円
高度障害保険金	年収の2倍、上限1億円・下限100万円

※ケガによる死亡・高度障害の場合は、業務災害安心総合保険からも保険金が支払われます。

- 主な免責：
 1. 新規加入後（入社後）1年以内の自殺
 2. 保険契約者や死亡保険金受取人の故意
 3. 戦争その他の変乱 など

■ お支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

遺族補償規程（総合福祉団体定期保険）の給付事例

下記のようなケースは、総合福祉団体定期保険の対象となりますか？

- ◆ 病気で死亡した場合
→ **対象となります。**

- ◆ 仕事で海外出張中に交通事故で死亡した場合
→ **対象となります。**

- ◆ 休暇中にスポーツをしている際に死亡した場合
→ **対象となります。**

- ◆ 休暇中にスポーツをしている際に、事故で高度障害状態になった場合
→ **対象となります。**

- ◆ 重い病気で高度障害状態になった場合
→ **対象となります。**

業務災害安心総合保険

- 保険会社： Chubb損害保険株式会社
- 対象者（被保険者の範囲）： 各法人の従業員様
- 補償内容： **ケガ**による補償（24時間、国内・国外問わず補償）
- 保険金額：

補償内容	保険金額
ケガによる死亡保険金	年収の2倍、上限10,000万円
ケガによる後遺障害保険金	年収の2倍の4%～100%、上限10,000万円（下記の後遺障害等級による）

※ケガによる死亡・後遺障害1級の場合は、総合福祉団体定期保険からも保険金が支払われます。

- 特約： 天災危険補償、精神疾患後遺障害補償

【後遺障害級別】

状態	保険金額支払割合	状態	保険金額支払割合	状態	保険金額支払割合
死亡	100%	後遺障害5級	59%	後遺障害10級	20%
後遺障害1級	100%	後遺障害6級	50%	後遺障害11級	15%
後遺障害2級	89%	後遺障害7級	42%	後遺障害12級	10%
後遺障害3級	78%	後遺障害8級	34%	後遺障害13級	7%
後遺障害4級	69%	後遺障害9級	26%	後遺障害14級	4%

業務災害安心総合保険（続き）

－ 主な免責：

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失
2. 自殺行為（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。）犯罪行為、闘争行為
3. 無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故
4. 疾病または心神喪失（ただし、次の場合は保険金をお支払いします。
 - イ）業務に起因して生じた症状に該当する場合
 - ロ）労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患および虚血性心疾患等に該当する場合）
5. 妊娠、出産、早産または流産
6. 外科的手術やその他の医療処置（ただし、保険会社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合はお支払いします）
7. 戦争、外国の武力行使、暴動等
8. 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故
9. 頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状
10. 風土病
11. 職業性疾病
12. 初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病（医学上密接な関係がある病気を含みます。）により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合
13. アルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病
14. 被保険者の妊娠または出産（ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」等の支払の対象となる場合はお支払いします。）
15. 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等 など

団体総合生活保険（医療保険）

- 保険会社： あいおいニッセイ同和保険株式会社
- 対象者（被保険者の範囲）： 各法人の従業員様
- 補償内容： **病気・ケガ**による補償（24時間、国内・国外問わず補償）
- 保険金額：

補償内容	保険金額
ケガによる入院保険金	日額15,000円（180日限度）
病気による入院保険金	日額6,000円（180日限度）
ケガによる手術保険金	<入院中> 150,000円 <左記以外> 75,000円
病気による手術保険金	<入院中> 60,000円 <左記以外> 30,000円
退院給付金	20日以上連続入院後：30,000円

- 特約： 天災危険補償

団体長期障害所得補償保険

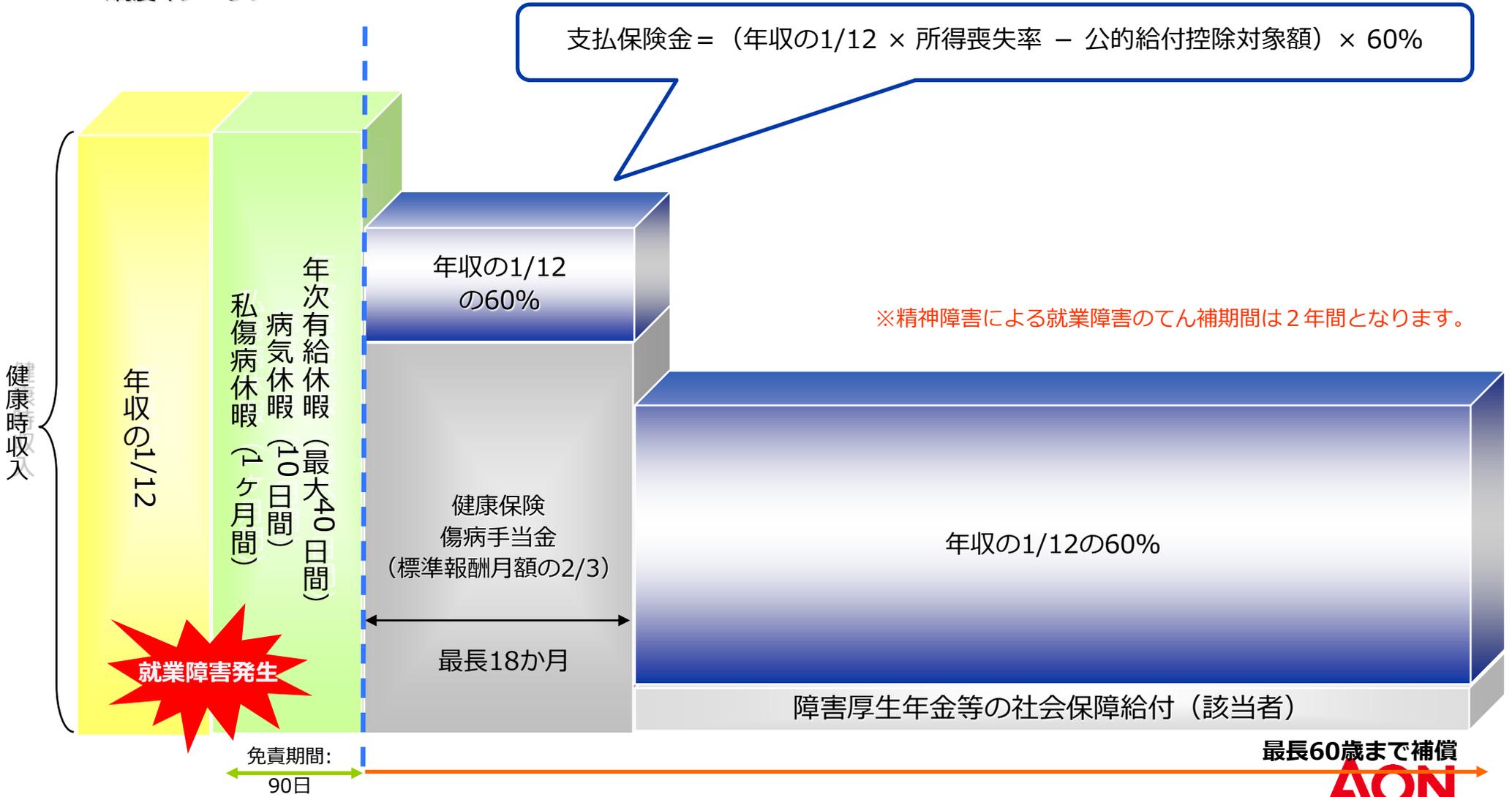
- 保険会社： Chubb損害保険株式会社
- 対象者（被保険者の範囲）：更新日または中途加入時点の年齢が満60才未満の従業員様
- 補償内容：**病気・ケガ**が原因で就業できなくなった際の所得を補償
- 保険金額：

補償内容	保険金額
所得補償	年収の1/12相当額の60%（100万円限度）

- 対象期間： 最長60歳まで
- 支払対象外期間： 90日
- 就業障害定義：（支払対象外期間）経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない（補償開始後）直前に従事していた業務に全く従事できない、または一部従事できず、かつ所得喪失率が20%超
- 付帯特約： 天災危険補償、精神障害担保（最長2年間）、妊娠による身体障害担保
- 公的給付控除*： あり
 - *傷病手当金、労災補償等の給付額を控除します
- 主な免責：
 1. 契約者・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 2. 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 3. 発熱等の他覚的症状のない感染
 4. 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状 等

団体長期障害所得補償保険の概要

<制度イメージ>



団体長期障害所得補償保険の特徴

特長

1. 病気・ケガのどちらが原因でも補償の対象となります。

身体障害の発生原因は、業務上・業務外、国内・国外を問わず補償されます。

また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

2. 最長60歳までのロング補償が可能

就業障害^(注1)が免責期間（90日）を超えて継続した場合、最長60歳まで保険金をお支払いします。

3. 復職後も引き続き補償

復職された場合（復職先は問いません）でも、身体障害により就業に支障があるため就業障害発生直前と比べて収入が20%を超えて減少しているときは、その割合に応じて保険金をお支払いします。

4. 地震・噴火・津波や妊娠、精神疾患を原因とした就業障害についても補償出来ます。

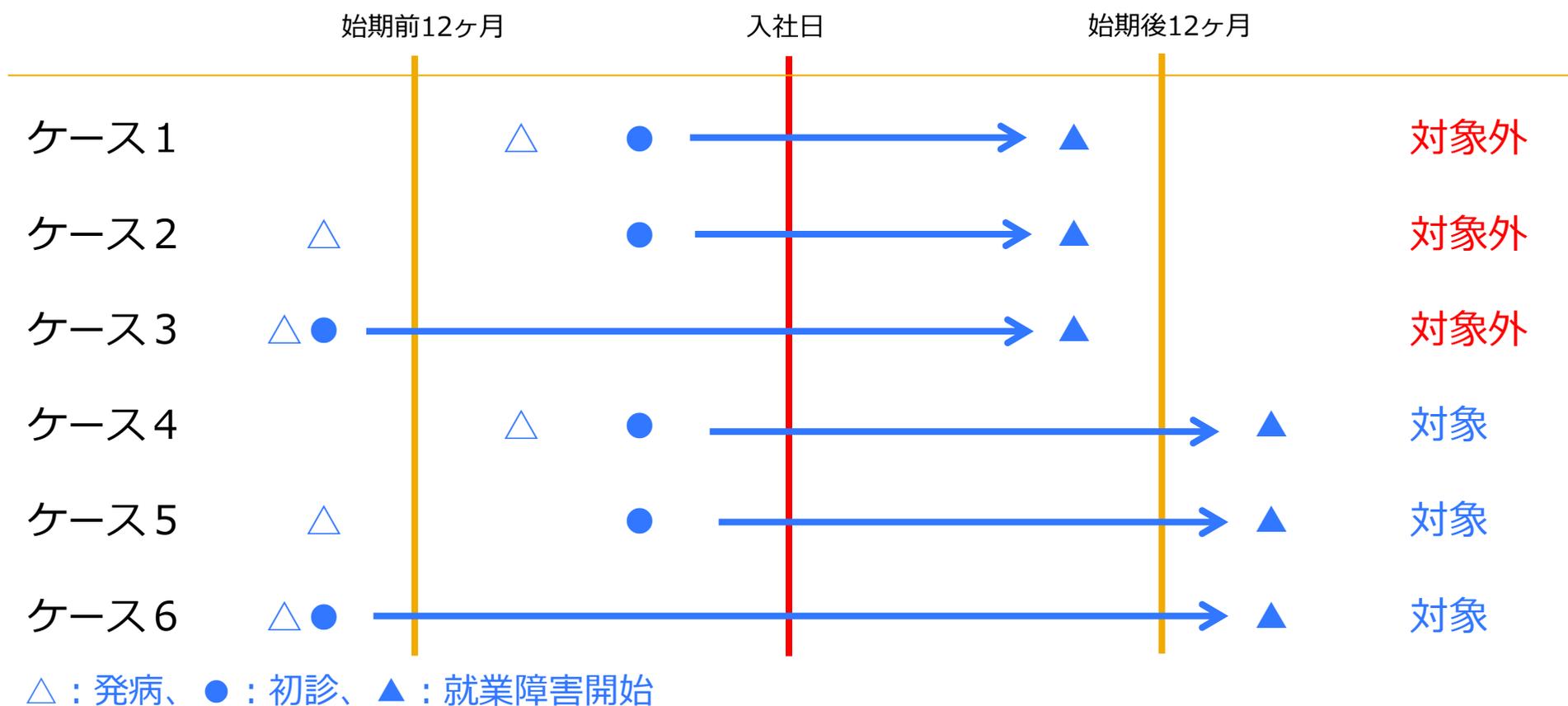
地震・噴火・津波や、妊娠・出産・早産・流産、統合失調症や躁うつ病等の精神疾患を原因とする身体障害による就業障害も保険金お支払いの対象となります。

ただし、精神疾患による就業不能は一定期間（最長2年）の補償となります。

(注1) 就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その結果として、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事出来ないかまたは一部従事することが出来ず、かつ、所得喪失率が20%超であることをいいます。ただし、免責期間中は、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事出来ない状態をいいます。

保険始期前治療の取扱いについて

加入日以降12ヶ月以内に発生した就業障害の原因となった身体障害について、加入日以前12ヶ月以内に医師の治療、診察、診断を受け、または治療のために薬を服用していたとき、あるいは通常は医師に診察を受けるような症状があらわれていたときは、始期前発病として保険金は支払われません。



無料付帯サービス

SOSホットライン

電話番号：0120-117-497

24時間緊急医療・健康相談サービス

経験豊富な看護師が電話にて健康・医療に関する様々なご質問にお答えします。

サービス対応時間：24時間 年中無休

心の相談サービス

心にストレスを抱えている方向けの電話相談サービスです。

サービス対応時間：平日10-20時 土10-18時

*お受付には保険証券番号が必要です。

保険制度のご照会先

従業員福利厚生保険制度に関するご照会・保険金請求手続きは、
下記までお願い致します。

エーオンジャパン株式会社

【S&P様担当】

日下	友里	yuri.kusaka@aon.com
半田	有紀	yuki.handa@aon.com

【IHS様担当】

ハマンモハマト	ハビブ	md.habibur.rahman@aon.com
石井	幸代	sachiyo.ishii@aon.com

TEL 0120-79-4070

